

もくじ

京都府議会 2022 年 12 月定例会

成宮まり子議員の一般質問 (12/12)	1
水谷 修 議員の一般質問 (12/13)	7
山内よし子議員の一般質問 (12/14)	14
他会派の一般質問項目	20

●京都府議会2022年12月定例会で、日本共産党の成宮まり子議員、水谷修議員、山内よし子議員が行なった一般質問の概要を紹介します。

成宮まり子議員 (日本共産党・京都西京区) 2022 年 12 月 12 日

府立文化芸術会館の存続・発展へ府が役割を果たせ

【成宮議員】日本共産党議員団の成宮まり子です。通告に従い、知事ならびに関係理事者に伺います。

まず、京都府立文化芸術会館の存続・発展についてです。

文芸会館は1970年の開館以来、演劇や音楽などさまざまな舞台のための専用ホールと、美術・工芸の展示室などを併せ持ち、府民の文化芸術活動の拠点として親しまれ、府内外の関係者からも高い評価を得てきました。ところが本府は、「北山エリア」開発で旧・総合資料館跡地等に建設する「シアターコンプレックス」に、文芸会館や、閉館を強行したこども文化会館の「機能を継承する」としています。

これに対し、「文芸会館が廃止されるのではないか」との不安が利用者などに広がり、舞台芸術関係者を中心にした「文芸会館の未来を考える会」が、10月30日、会館の存続を求め、約6500筆の署名を知事宛てに提出されました。全国に賛同者が広がり、俳優で無名塾主宰の仲代達矢さん、劇団民藝代表の奈良岡朋子さん、狂言師の茂山あきらさん、劇作家・演出家で今秋の褒章も受賞されたマキノノゾミさんらから、存続を願うメッセージが寄せられています。

茂山あきらさんが、「京都民報」にも登場され「若手を育てたり京都独自の文化を育てる役割を担ってきた文芸会館は、プロモーターがよそから有名芸術家を呼んで来てチケットを売るだけの単なる貸し館ではない」と言っておられる通り、開館当初から、府民のための自主公演企画、地元劇団共同の「府民劇場」、アマチュアの指導などを積み重ね、若い才能を育てて全国や世界へ送り出してきたのです。40年以上続く「Kyoto 演劇フェスティバル」の実行委員会メンバーは、「文芸会館のスタッフさんとの関係で裏方の技術を学ぶことができた。アマチュアにもプロの技術を伝え、京都全体の芸術表現を引き上げ、作品を觀賞する子どもたちを育ててきた。まさに公共の文化施設の役割だ」と言っておられます。会館の運営は、現在、京都文化財団と民間との共同事業体ですが、スタッフや技術はほぼ継続・継承され、スタッフの長年の蓄積が、京都の文化とその担い手を育てる土台となっているのです。

舞台関係者だけではなく、署名提出の報道を受け、文芸会館の存続を求める世論と運動はさらに広がり、私もこの1カ月間に200名近い方から直接、署名と願いを託されました。

美術家のみなさんは「文芸会館の展示室は広くて天井が高く、1・2階を借りても約16万円と安い。京都市美術館は別館でも約26万円もかかる。京都の多くの美術団体が、会場確保や料金値上げに困っているなか、文芸会館は本当に貴重」だと、書家の方からは「立地も良く、書展にもかけがえのない場所です」との声が寄せられています。地元地域でも、ある男性は「毎年の新春落語会を楽しみにしている。自分は片目を失明し、仕事は非正規で生活に余裕はないが、文芸会館は安い料金で良い落語を見られる。人生の一番の楽しみなんや」と話されました。

文芸会館を作った故・蜷川知事は、「文化芸術は平和のシンボル、人々の祈りの歴史であり、人生を豊かにする人間の働き」と言われたそうですが、まさに多くの府民にとって、人生を豊かに生きる喜びの場となってきたのだと感じます。

そしていま、長引くコロナ禍の下、目の前で繰り広げられる生のお芝居や演奏に心を揺さぶられたり、美術作品と向き合って想いを巡らせたり、そんな時間や空間を多くの方が求めています。とりわけ、子どもたちにそういう体験を、と多くの府民が願っているのではないのでしょうか。

そこで伺います。文芸会館は、単なる「貸し館」でなく、評価の高い舞台や専門スタッフらの技術継承により、子どもや若者、アマチュアをはじめ、京都の文化とその担い手を育てる役割を歴史的に担ってきています。スタッフの技術継承、雇用継続のためにも、現在の場所で必要な改修などを行い、公共の文化施設として存続、発展させる責任を、本府が果たすべきです、いかがですか。また、ホール、展示室・和室など文芸会館の全体が、多くの府民や文化団体が安価で利用できる貴重な場であり、コロナ禍の下、その役割はいつそう重要だと考えますが、いかがですか。

【知事・答弁】府立文化芸術会館についてでございます。府立文化芸術会館は古典芸能や舞踊、演劇等の舞台芸術や美術・工芸の鑑賞機会を市民に提供する場であり、文化芸術活動の拠点として親しまれているところでございます。約 400 名収容のホールは演者と観客が近く一体感が醸成され、公募で選定された指定管理者のスタッフの技術とともに、公演の主催者や利用者から好評を博しているところでございます。しかしながら施設は、昭和 45 年に開設後、50 年以上経過し老朽化が進んでおり、舞台設備等の修繕を行ってまいりましたが、建物の躯体の耐用年数を考えると、施設設備の抜本的な改修を行ったとしても、中長期的には施設の継続利用が困難となることが想定されるところでございます。このため、京都府といたしましては、北山エリアにおいて文化芸術会館や京都子ども文化会館の機能継承を念頭に、舞台芸術、視覚芸術の拠点施設の整備をめざしており、現在、有識者による意見聴取会議での専門的な視点からの御意見やワークショップ等を通じた府民の皆さまや利用者からの幅広いご意見をいただいているところでございます。新たな施設の整備については、いただいたご意見を踏まえて施設の機能や舞台芸術など、文化芸術会館や京都子ども文化会館の優れた部分を継承いたしますとともに、今の時代に求められる新たな機能を付加しながら京都の文化芸術活動の拠点として、充実・発展させてまいりたいと考えております。

【角田文化政策監・答弁】府立文化芸術会館の役割についてでございます。府立文化芸術会館は、演劇、古典芸能、舞踊、音楽などの舞台芸術と美術、工芸などの視覚芸術の両方の機能を合わせ持つ文化施設として昭和 45 年 1 月に開設されたものでございます。初期については、様々な舞台芸術に対応するホール他、小規模な公演や美術・工芸の展示会などに利用可能な展示室や会議室を併設しており、利用しやすい料金設定によりプロ、アマチュアを問わず幅広い方々に利用いただいております。

新型コロナの影響前は、年間約 15 万人から 18 万人が利用していただいております。新型コロナ禍の令和 3 年度においてもホールの利用率が 70%を超え、幅広い方々に利用いただくなど、府民や文化芸術団体の鑑賞や発表の場として重要な役割を果たしているところでございます。一方で、文化芸術会館が今後もこうした役割を吸収して継続して担うためには施設設備の大規模改修が必要であり、多額の改修費も予想されることや改修を行う場合は長期間の休館等も伴い、会館を利用いただいている多くの方々の文化芸術活動に大きな支障を及ぼすことも想定されるところでございます。このため、北山エリアにおいて、文化芸術会館が担ってきた府民や文化芸術団体の鑑賞や発表の場としての機能を継承する新たな文化芸術活動の拠点となる施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

【成宮議員・再質問】答弁でも、歴史的に大きな、また多様な役割を果たしてきたのが文芸会館であることが明らかになりました。それで、50 年経過していて老朽化していて抜本的な改修が困難だとか、大規模改修が必要になるという答弁でしたけれども、不可能ではないわけです。

文芸会館の利用者のみなさん、専門家、関係者のみなさんは、歴史的な役割の大きい文芸会館は、「北山エリア」がどうなろうとも現在の場所で文芸会館を存続し、改修、充実してほしいと願っておられるわけです。私は、この願いに応じて引き続き市街地中心の良い立地に専門スタッフを置き、学生やアマチュア、府民誰もが文化芸術に安価に親しむことができ、「さすが京都やなあ」と言っていただけのように、そういう役割を知事が役果たされれば良いと思うのですが、もう一度お答えください。

もう一点です。今コロナ禍のなかでこそ本当に文化・芸術に資する本府の役割が問われていると思います。先日、親子演劇会にとりくむNPOの方が、「3年ぶりに観劇会を開催したら、びっくりするほど多くの親子から申し込みがあり、かつてなく喜ばれたんだと。コロナ禍でネットやゲームが流行っているけどやっぱり生のお芝居を見たい、子どもに見てほしいと思っておられるんやね」と言っておられました。いま、コロナ禍を通じ、「文化芸術は必要不可欠」と多くの方々が願いを強めている時ですから、その器となる文芸会館をはじめとした府立の文化施設を存続・充実し、必要な費用も含めて本府が責任を持つことこそ府民への役割を果たしていく道だと考えます。いかがですか。

【知事・再答弁】現在の敷地の中におきまして、大規模改修を行った場合でも多額の費用が要するわけですが、建物の躯体の耐用年数を考慮いたしますと、十数年程度の使用にしか耐えられないということが想定されます。しかも工事期間が長期に及ぶということもございまして、今回のこの文化芸術会館の継承にあたりましては、当然、今もっている文化芸術会館の良い面は受け継ぎながら現在の舞台芸術、書家芸術に求められる新しい機能も、新たに付加した上で新たな施設の整備として検討していくことが現実的な対応だと考えております。コロナ禍において、文化芸術の役割が非常に大きいということは、私も成宮議員との認識において変わりはありません。

【成宮議員・指摘要望】工法や期間等について難しいとおっしゃいますが、不可能ではないんです。コロナ禍で本当に府民の文化芸術への願いに応える、その役割を果たそうと思ったら、この問題で財政的な保証についてもしっかりと責任を果たしていく、文芸会館を残すために取り組んで行くことが必要だというふうに改めて指摘をしたいと思います。

昨年、利用者の声を聞かずに廃止を強行したことも文化会館については、老朽化、耐震問題、重大な問題があったものを、必要な財源などを府が責任を果たしてこなかった。こういうことを絶対くりかえしてはならないし、文芸会館は現在の場所で存続し、老朽化対策や修繕、抜本的な改修も府が研究し責任を果たすよう強く求め次の質問に移ります。

会計年度任用職員の雇用の継続・安定、賃上げを

【成宮議員】次に、コロナ禍と物価高騰の下、貧困と格差の拡大、特に女性にその矛盾が集中し、非正規労働者の処遇改善や地位向上、ジェンダーギャップの是正が待ったなしとなっています。これに関わり、2つ伺います。

1つは、会計年度任用職員の雇用の安定、賃上げについてです。

府内の自治体で働く会計年度任用職員は1万8600人。京都自治労連が、そのアンケート結果を発表しています。回答は16自治体545人から寄せられ、正規職員の補助的業務にあたる方は47.4%、補助的業務ではない仕事の方は41.3%、勤続年数では「5年以上」が約6割を占め、年収は「200万円未満」が53.4%にも上っています。

本府の会計年度任用職員は1616人。専門職で、消費生活相談センターや婦人相談所の相談員などはじめ、最前線で府民を支えておられる方々から「1年ごとの任用で、やりがいと使命感を搾取されているよう」など声が寄せられています。相談員が非正規で雇用が継続されないということは、相談を受ける府民にとっても大きな損失となります。また、制度運用から3年めとなり、公募によらない任用の最終年度を迎え、来年度の任用には再試験受験が必要となり、「今年度末で雇い止めとなるのでは」と雇用不安がいま広がっています。

この問題について、参議院厚生労働委員会でわが党の倉林明子議員は、民間労働者では労働契約法第18条で、有期労働契約5年を超える労働者は、期間の定めのない労働契約に転換できる制度があり、公務員にも適用すべきと求めたところ。現行の労働契約法は、会計年度任用職員は適用除外ですが、一定期間、継続してきた場合は任期の定めのない職員として位置付けるしくみを確立すべきと考えます。

そこで、会計年度任用職員の雇用継続について、国に制度化を求めるとともに、本府としてもとりくむべきと考えますが、いかがでしょうか。

そもそも、公務労働に非正規が拡大され、「官制ワーキングプア」との批判が高まる中で、会計年度任用職員は、勤務時間が1日30分短いいだけ「退職手当」も出ず、とりわけ今年は、正規職員は民間にない一定の給与引き上げがされますけれども、会計年度任用職員は、今年度は対象とならず、「一時金」も勤勉手当の制度がないため、引き上げにはなりません。

さらに、会計年度任用職員の多数を女性が占めており、本府でも約6割、950人が女性の方です。この制度が、不安定雇用やジェンダーギャップを固定化する構造的な問題を抱えています。ここにメスを入れ、賃金の大幅な引き上げ、任期の定めのない安定した雇用とするなど、抜本的な制度の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

業者婦人の地位向上へ、所得税法第56条廃止を

【成宮議員】もう一つ、業者婦人の地位向上に関わる所得税法第56条の廃止について伺います。

所得税法第56条は、事業主の配偶者や親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない、としています。続く第57条とあわせ、妻などの働き分は事業主の所得となり、白色申告事業者は、妻は年間86万円、それ以外の家族は年間50万円が控除されるのみで、事実上のタダ働き、実労働時間で見れば最低賃金からもかけ離れています。

「女性や家族の働き分を、賃金として認めよ」と、全国商工団体連合会・婦人部協議会のみなさんらが、もう数十年に渡り、ねばりつよく運動を繰り返してこられました。

1980年代の国連・世界女性会議への代表派遣、日本婦人団体連合会や日本女性差別撤廃条約NGOネットワークとともに国連への意見書の提出、国連女性差別撤廃委員会にも代表を派遣され、ついに2016年に、女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「女性の経済的自立を妨げている」とジェンダー平等の観点から「所得税法の見直し」を勧告しました。世界でも、こうした規定の見直しが、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスその他諸国に広がっています。

国内でも「妻や家族の働き分を賃金として認めないのは、人権問題」との世論と運動が広がり、税理士団体や日本弁護士連合会などが廃止や見直しを求める意見書を発出し、地方議会でも563議会で意見書が採択され、府内では八幡市、京田辺市、城陽市議会であがっています。国会には、今年も婦人団体連合会などが8万5千人分の署名を提出しています。

そこで、所得税法第56条について、国連女性差別撤廃委員会の勧告をはじめ、見直しを求める動きをどう受けとめておられるでしょうか。業者婦人や家族の地位向上のため、憲法にもとづく「両性の平等」、ジェンダー平等の観点からも、国に廃止を求めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

西京区・洛西ニュータウン病院の存続・充実、地域医療体制の確保を

【成宮議員】最後に、西京区・洛西ニュータウン病院の存続・充実、洛西地域の医療提供体制について伺います。

洛西ニュータウンは、いまから半世紀近く前に、京都市の地下鉄延伸計画と一体に開発された大規模住宅団地です。しかし何年たっても地下鉄は来ず、人口は当初の4万人から半分近くになり、交通不便、少子化・高齢化、買物難民など、住民が安心して住み続けられないような課題が次々と浮上しています。

そんななか、今年初めに、洛西ニュータウン病院の婦人科が閉科される予定だということが、病院の労働組合から住民に知らされました。驚いた住民、特に女性のみなさんらが、「婦人科がなくされたら困る」と、病院労組とともに「洛西の医療をよくする会（準備会）」をつくり、閉科中止を求める署名約900筆を集め、病院や京都市への要請にとりくんでこられました。けれど残念ながら、3月末、婦人科は閉科されてしまいました。

しかしその後も、住民の間で「高齢化が進むなか、病院そのものがなくなりほしくないだろうか。診療科の充実やリニューアルこそ望みたい」「地域の開業医も相次いで廃業されるなど、身近な場所で医療が受けられなくなりそうで不安」などの声が広がり、10月30日、「洛西の医療をよくする会」が100人の住民の賛同で正式に発足しました。いま、ニュータウンを含む洛西7学区で住民医療アンケートにとりくみ、行政への要望などをめざしておられます。

洛西ニュータウン病院は、1982年に京都市と関西医科大学と協定により、大規模団地の住民の医療確保のための総合病院として開設されました。そこに至る10年前、京都市が京都府医師会などに依頼し、洛西医療問題研究会が組織され、ニュータウンの人口構成や医療需要、必要な医療施設などを調査・研究し、病院建設を含む医療計画の実行に、自治体が責任を果たすべきとした報告書がまとめられています。これにもとづき、洛西ニュータウン病院が開設され、その後、経営はシミズ病院グループに移りましたが、洛西地域の中核病院として40年、住民になくってはならない存在となっています。

そこで、洛西ニュータウン病院の存続と充実、洛西地域の医療提供体制の確保へ、京都市や医師会などと連携し、本府としても公的役割を果たしていただくべきと考えますが、いかがですか。

【林田職員長・答弁】会計年度任用職員についてでございます。会計年度任用職員につきましては、全国統一的な基準により適正な勤務条件を確保する趣旨で地方公務員法が改正され、令和2年度から導入されたものであり、現在知事部局では約1600名を任用しているところであります。雇用継続についてであります。公務員の採用は公正な競争試験によることとされているため、会計年度任用職員を任期の定めのない雇用とすることはできませんが、全国統一的な基準を定めた国のガイドラインに基づき実施しているところであり、再度の任用は国の取り扱いに準じて能力の実証を行った上で、連続2回までは公募にならない任用を行っているところであります。今年度末で制度導入後3年が経過することから、来年度の任用にあたっては多くの配置箇所でも公募を行うこととなるため、雇用継続を希望される方の不安解消に少しでもつながるよう、例年よりも早い時期に配置箇所を提示し、速やかな公募が実施できるよう取り組みを進めますとともに、適正な変更を行っていきたくと考えております。また会計年度任用職員の処遇につきましては、制度導入時に新たに期末手当が支給できることとなったことから、京都府におきましても常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給しているところであり、大幅な処遇改善を図ってきたところであります。全国統一的な制度として運用が始まっている中、京都府が独自の措置として抜本的な見直しをすることは困難であると考えておりますが、現行制度下であっても本年の給与改定につきましては、人事委員会勧告通りに改定を実施した場合、京都市内勤務で定型的業務を担う行政職給料表1級17号給の職員で、月額で約4100円、年収で約59000円の引き上げと、来年度には大幅な処遇改善が実現できるものと考えております。会計年度任用職員の皆さんには府政の円滑な運営において、一翼を担っていただいているところであり、今後も国に必要な制度改善や財源措置を求めるとともに、国や他の地方公共団体に遅れることなく勤務条件の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【吉井総務部長・答弁】所得税法第56条の廃止についてでございます。所得税法第56条は、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、納税者と生計を一にする親族が、その納税者の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合、その対価の金額は所得の計算上必要経費に算入しないこととする規定であると承知をしております。一方で国連女子差別撤廃委員会が、所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念するとして、所得税法の見直しを検討することを要請していることについても承知をいたしております。この所得税法第56条を含みます税制の在り方につきましては、国の第5次男女共同参画基本計画において、女性が家族従業者として働いている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取り組みを進めながら、税制等の各種制度のあり方を検討するとされているところです。こうした状況を踏まえ、所得税法第56条のあり方につきましては、まずは国において検討されるべきものであると考えてございます。

【長谷川健康福祉部長・答弁】西京区洛西地域の医療提供体制の確保についてでございます。

京都府では、平成29年3月に策定した地域包括ケア構想に基づき、2025年に向けて各病院が地域における医療機能の役割分担と連携などを行うことにより、医療提供体制の充実を図ることとしております。

京都市域では市内を4つのブロックに分け、地元医師会や公立・公的病院、民間病院、京都市等で構成される地域医療構想調整会議において、病院間の役割分担と連携などについて協議していただいているところでございます。洛西ニュータウン病院につきましては、右京区、西京区ブロックの中核となる病院として、この地域に急性期から慢性期までの切れ目のない医療を提供することを自院の役割とされているところでございます。

京都府と致しましては、今後とも調整会議での議論も踏まえ、必要な医療が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【成宮議員・指摘要望】まず所得税法第56条についてです。国連からの勧告は承知していると、まずは税制について国において検討いただくということですが、私ぜひ京都から知事に声を上げていただきたいと、あらためて求めたいと思います。

この取り組みを進めておられるある女性、仕事をしておられる業者の方に聞きました。夫と2人でイラストの制作をされているんですけども、「夫婦2人で分業して二人三脚で、どちらかがいなくては仕事が完成しないという仕事をしている。なのに所得税法では夫が事業主で、女性は家計の補助、賃金は認めないとされている。女性の地位は低くて構わないという古い家族観を押し付け縛り付ける、そういう不平

等をぜひ解決したい」と訴えておられました。私言いたいのはそういう家族分業などの零細な事業者が、京都の経済もずっと支えてきているわけです。ですからぜひ、この業者婦人の声、所得税法 56 条の廃止へ京都府から声をあげていただくようにあらためて求めたいと思います。

それから洛西ニュータウンの医療確保について、地域医療構想の議論を見ながらやっていくっていうことですが、先ほど紹介しました当時の洛西医療問題研究会の報告書を見ますと、京都市はもちろんです。京都府の衛生部長からも意見を聴取しているんです。洛西ニュータウンというのは向日市、長岡京市、大山崎町の保健衛生医療にも深い関係がある。だから府医師会、府歯科医師会、府薬剤師会など、京都市をはじめ行政機関が協議をして、住民の参加の仕組みも含めて、自治体がぜひ公的役割を果たすようにということを報告書で強調しているわけです。ですから議論を見守るだけでなく、京都府としてもぜひ住民の医療確保へ、病院の存続へ、積極的な役割を果たしていただくように改めて求めたいと思います。

【成宮議員・再質問】再質問を1点させていただきます。会計年度任用職員ですが、正規職員と一緒に業務にあたっておられたり、専門職として役割を果たしておられるが、その役割についてどう受け止めておられるのでしょうか。また来年度の雇用への不安や、低賃金の実態をどうつかんでおられるのでしょうか。役割や実態をつかんでおられるのなら、3年目以降の雇用継続への手立てや今年度の賃上げの手立てを何らか検討する必要があると考えますが、お答えください。

【林田職員長・再答弁】成宮議員の再質問にお答えをいたします。まず会計年度任用職員と正規職員との役割の違いですが、会計年度任用職員につきましては、非常勤の職員として職にあたっていただいております。任期が1会計年度に限られますことから、その職務の内容それから責任の程度は、常時勤務を要する職員とは異なるものと認識しております。もう1点、賃金の実態についてでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、今年度の人事委員会勧告をこの会計年度任用職員に適用した場合には、適用の時期は来年度からとなりますけれども、月額で例えば約4100円、それから年収でも約59000円の引き上げと大幅な改善ができるものと考えてございます。今後も国、他府県の状況も踏まえまして、適正に改善を行っていきたいと考えております。

【成宮議員・指摘要望】会計年度任用職員について何か責任が軽いかのように言われたけれども、実態は全く違うと思います。府民の最前線で大事な役割を果たしておられるわけです。それから今年度の賃上げはないでしょう、来年度からでしょう。そして他府県の様子も見てとおっしゃいましたが、他府県や市などでは独自の手立てを賃上げなどとしているところもありますよ。

雇用継続についても3年に限定せずに、いろんな工夫をしているところがありますから。そういう意味では京都府が本当にこの処遇改善だとか、雇用の継続へ何もやらないってことでは本当に大きな問題がある。府として、ぜひこの問題の解決、改善のために何ができるのか真剣な検討と具体化を改めて求めまして、質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

地方自治を逸脱した水道事業の広域化計画・民間開放は中止せよ

【水谷議員】日本共産党の水谷修でございます。

まず水道事業についてです。水道グランドデザインと府営水道ビジョンの中間案が示されています。水ビジネス企業の要求に添って、民営化と一体で進める水道広域化が全国で進んでいます。この京都府の二つの中間案は、政府方針を忠実に守って、施設統廃合、経営統合を目指すものです。西山議員の代表質問に知事は「市町村が地域事情に応じた方策を選択できるように進める」「選択肢を示す」とおっしゃいましたが、施設統廃合と経営統合をする道しか示していません。市町村の浄水場廃止を市町村の意思とは関係なく計画に盛り込んだもので、地方自治を逸脱したやり方です。多くの自治体等からの批判を受けて廃止浄水場の名称を消しましたが、浄水場統廃合計画と経営統合した場合の計画であることに変わりなく、さらに「府域水道一体化」を打ち出したのであります。

そこでお伺いします。令和5年度末までに簡易水道を企業会計化すること、また水道広域化計画を令和4年度末までに策定することになっており、国のこの方針によって、人口の少ない地域の水道事業の運営はとりわけ困難になっています。簡易水道への補助金を廃止するのではなく充実し、国予算の確保を求め市町村水道を支援すべきですが、いかがでしょうか。

また、府営水道ビジョン中間案で、府営水道と受水10市町を企業団とすることを示しています。統合の対象は、配水池よりも上流で、管路延長の95%を占める配水管やメーターは市町に残すこととしています。手間のかかる業務は市町に残し、民営化・民間委託しやすい施設を企業団化することが目当てですか。また、配水池より上流側だけを企業団化の範囲とする理由をご説明頂きたいと思います。

広域化し施設統合してきた地域で、災害復旧に長時間を要しているなど起こっています。京都水道グランドデザイン中間案では、広域化と一体で市町村浄水場廃止を示していますが、見直すべきだと思いますが、見直しをするべきだと思いますいかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

【西脇知事・答弁】市町村水道への支援についてでございます。将来にわたり安心安全な水道水を供給していくためには、水道事業の基盤強化が求められております。人口減少等により経営環境が一層厳しさを増す中、簡易水道事業者においても公営企業会計を適用し、経営の見える化による基盤強化を図りますと共に、単独では解決困難な課題について連携による解決策の検討を進めることが重要であると考えております。京都府では従来から京都水道グランドデザインに基づき、水道初任者に対する研修、技術力向上に向けた水質管理技術研修や、災害時対応の実技研修による人材育成、補助金による財政支援などにより市町村水道を支援してまいりました。また国に対してはあらゆる機会に市町村からの要望や課題を示しますとともに、補助メニューの拡大や補助要件の緩和などの要望を行っております。現在、京都水道グランドデザインの改定作業を通じて市町村と様々な基盤強化策の議論を進めているところであり、京都府といたしましては、引き続き市町村との丁寧な意見交換を重ね、それぞれの意向に沿った取り組みを支援してまいりたいと考えております。その他のご質問につきましては関係理事者から答弁させていただきます。

【益田府民環境部長・答弁】企業団化についてでございます。現在検討中の京都水道グランドデザイン及び第2次府営水道ビジョンでは、京都府と市町村は地域の水道事業を守るという共通の目標のもと、経営の一体化や施設統廃合も含めたあらゆる選択肢について、今後議論を進めていくこととしております。企業団化は、今後、具体的な検討を進めるための一例としてお示ししたもので、統合する範囲もさまざまに考えられます。企業団化に限らずあらゆる選択肢の中から、受水市町が地域の実情に応じた最適な方策を選択できるよう検討を進めていくこととしております。

次に、施設の統廃合についてでございます。水需要が減少する中、施設規模の適正化の検討は不可欠ですが、施設の統廃合はコスト削減効果と災害時などのリスクマネジメントのバランスを考慮することが重要で、京都府ではこのバランスを考慮し、府営水道エリアで、府営水道を中心とする場合と、市町施設を中心とする場合のコスト削減効果等の推計を行い、議論のたたき台としてお示ししております。これらはいずれも水道事業の在り方に関わることであるため、市町村が住民や議会も含めた幅広い議論を通して、主体的に判断されるものと考えております。京都府と致しましては、地域の実情に応じた広域化等の検討が進むよう、リーダーシップを発揮しながら市町村の取組を支援してまいります。

【水谷議員・指摘要望】 答弁頂きましたが、簡易水道の企業会計化によって多くの自治体が料金値上げを余儀なくされています。簡易水道への支援の強化・継続をもとめて頂きたい。この事には答弁ありませんでしたけれど、どうぞよろしくお願ひします。配水池より上流だけを企業団化する、将来の民間委託拡大が目当てであることは明らかで、また広域化や公民連携が、水道事業の民間開放への道であることも、これまた明らかです。

京都府が参考している香川県広域水道企業団の浄水場の業務委託状況についてですが、ここでは香川県の55の浄水場のうち、直営が12、民間委託が43になっています。実に7割以上が民間委託になっており浄水場運営も民間主導です。企業団職員の技術継承のために一定の直営比率バランスを考慮することにしてきましたが、実際はそうになっていません。

京都府のHPの広域化推進協議会結果概要を見ますと、「市町村長の意見を受け、中間案を一部修正」となっていますが、しかし実際の協議会ではそんな取りまとめはしていません。事務局の判断で一部修正することにしたようですが、会議で協議してないことを会議結果として書いているので誤りです。しかも追加された文面は「広域化と公民連携」という主旨になっています。府の意向をさらに追加記載したもので、この記録については正すことを求めておきたいと思ひます。

【水谷議員・再質問】 再質問ですが、企業団は、相当数の自治体からなる一部事務組合です。議会構成は、各自治体1名とか、大阪の企業団のように、議員定数の方が構成自治体数より少ない場合などもあります。また議会も予算と決算の年2回開催となっている場合が多く、こうした企業団化は、住民から遠い存在になり、結局、住民不在の運営になるのではありませんか。お答え頂きたいと思ひます。

また、経営統合し市町村の浄水場を統廃合する以外にどんな選択肢を示しているのですか。様々な選択肢を示しているとおっしゃいますが、具体的に何を選択肢として示しているのかご説明頂きたいと思ひます。

【益田府民環境部長・再答弁】 水谷議員の再質問にお答えいたします。まず、企業団化でございますけれども、私ども企業団化というのを一つの方策ということでご提案申し上げているという段階でございます。実際に企業団化を進めるということが、仮にそういうお話になってまいりました際には、先ほどございましたような住民の方々のサービスの低下、そういったことに繋がらないような、そういう議論というのをしっかりした上での結論を導く、そういうことになるかというふうに思ひますが、現段階で具体的に企業団化について決定しているというふうなことは全くございません。

それから、何か広域化以外の方策があるかというところでございますが、ランドデザインの中では、まずはそれぞれの市町村の水道事業が個別に経営改善あるいは基盤強化の取り組みをしていただく、その上で個別での取り組みが難しい場合について、広域化ということも考えていこう、そういう考え方で作成しております。それぞれの色々な方策、具体的に書いてございますので、そういった中から市町村がそれぞれの地域に合った方策を選んで頂けるように、私どもも支援をしてまいりたいというふうに考えております。

【水谷議員・指摘要望】 今のご答弁でも、結局、基盤強化、それは広域化ということで、一つの道しか示さず、多様な選択肢を示していると言うけども、結局広域化、そして先々の民間委託の拡大、これを飲むのか飲まないのか、これを各市町村に選択を迫っているだけじゃありませんか。

各首長が、当該の議会にもはからずに、住民にも何の説明もせず、出席した協議会で、広域化推進を協議する。こうした自治の基本をも逸脱した方針の決定方法は、これは問題です。

ビジョンやランドデザインで、広域化・浄水場廃止の収支効果について言及していますが、効果額は限定的です。しかも広域化した場合の収入は、広域化の交付金等が算入されていることも考慮すると、大きな財政効果は明らかではありません。府営水道ビジョンと京都水道ランドデザインの目指す広域化は結局、水道事業の民間開放を進めるためのものであり、中止を強く求めておきたいと思ひます。

府南部の天井川の安全対策、治山、砂防、河川改修を急いで進めよ

【水谷議員】 水害対策についてです。京都南部豪雨災害から10年。弥陀次郎川が決壊し、志津川でお二人の方が亡くなりました。多くの河川の氾濫・溢水、土砂災害により、床上浸水700戸以上、全壊家屋は

数十戸と甚大な被害がありました。私は被災者、住民、学者・研究者と宇治市内のほぼ全ての現場を調査し、地元が治山、砂防、河川の具体的工事を求めてきました。今、宇治市では炭山で最後の対策となる砂防ダム建設 5.7 億円を実施中です。これまで、河川・砂防で約 24 億円。南部豪雨の治山工事で 4.7 億円をかけて対策がされました。弥陀次郎川は川床を掘り下げ、天井川を解消できました。しかしながら、災害が懸念される治山、砂防、河川に関し多くの問題が残されています。

弥陀次郎川決壊現場では、多くの家を濁流が突き破り、妊婦が自宅内で濁流にのまれ夫の命懸けの救出で救われたということもありました。豪雨に伴う落雷による全焼火災で全消防職員が出動していた直後の決壊でした。決壊時に 119 番するもつながらず、つながっても救出には来てもらえず、1 階は濁流で降りられず 2 階に留め置かれ、いつ家が流されるかわからないのに逃げることもできず救助を待っておられました。

天井川は決壊リスクが高く、決壊した時の破壊力が大きく、被害が甚大となる危険なものです。また、京都府の河川整備計画には「これら天井川が国道や JR など主要交通路と交差する水路橋は古くに建造されたものが多く、地震に対して十分な強度があるとは言い難い」と書かれています。京都府域には、淀川水系の 17 河川、由良川・二級水系の 6 河川、合計 23 河川の天井川がありました。その天井川解消や対策が急がれます。

天井川である弥陀次郎川決壊で甚大な被害が発生した事を踏まえ、京都府は「天井川に関する技術検討会」を設置し「天井川の安全向上策」をまとめました。その結果 17 河川について対策が必要としました。河川構造物の補強対策を必要とした、渋川、天津神川、馬坂川、長谷川、青谷川、玉川、天神川、不動川、鳴子川、七谷川、新川は未だ対策が完了していません。天井川を解消するとして馬坂川、七谷川、米田川は未だに天井川が解消されていません。また弥陀次郎川の上流部の改修は未だにできていません。木幡池の樋門改良工事の着手が大きく遅延しています。遅れている原因といつまでに行うのかお答えください。

甚大な災害のあった京都南部において山腹が荒れたままで、倒木が放置されたままであり、河川改修がなされていない箇所が多数残されています。治山、砂防、河川改修について現状と対策を明らかにしてください。

大型店舗閉鎖が相次ぎ、買い物難民が増えた地域への対策を

【水谷議員】次に、京都南部における大型道路建設、市街地拡張に起因する買物難民や交通渋滞についてです。

イズミヤ大久保店が来春閉店すると発表されました。宇治市ではこの間、イオン大久保店、西友小倉店、イトーヨーカ堂六地蔵店などが相次いで閉店しました。バス便の縮小、タクシー事情なども手伝い、買い物難民問題が深刻化しています。大久保地域等では移動販売車のお世話になっています。コロナ、円安が長引くもとの、京都南部一円で中小小売店の廃業、倒産も相次ぎ、買い物不便地域が増え、駅前でも移動販売者のお世話にならざるを得ない状態になっています。「せめて食料品が買える店が欲しい」「下着や靴下を買える店がない」という嘆きを沢山聞きます。

京都府は地域商業ガイドラインを定めました。ガイドラインでは大型店について「広域に影響を及ぼす大規模小売店舗は、郊外部への無秩序な立地を抑制し」「都市計画区域内にある中心市街地へ誘導する」と

しました。しかしながら府の方針とは別に、大型店誘導地域の大型店が次々閉店しました。

平成19年策定の山城北商業ガイドラインで、「商店街は、鉄道駅周辺を中心に形成されてきたが、商店街振興組合又は協同組合が設立されているのは4商店街のみである」とし「近年は、道路網の整備に伴い郊外部への大型店出店が増加し、既存商店街・小売店は厳しい状況にある」。そして「日常の買い物が出来る身近な小売店の存在が今後一層重要になるものと考えられる。こうした商店街など既存小売商業の振興、不足業種・業態の立地促進についても、鋭意取り組んでいくことが必要である」と結んでいます。

京都府が新名神など大型道路とその沿線への市街地開発を推進したことなどによって、京都府地域商業ガイドラインによる大型店誘導地域から商業施設が次々撤退し、「買物難民」問題が大きくなりましたが、どうお考えでしょうか。「買物難民」の地域への商業施設の誘導、デマンドタクシーなど生活の足確保など対策をどう講じるのか。お考えをお聞かせください。

また、最近の都市間交通を担う道路で深刻化しています。高速道路開通を目掛けて、多くの物流施設などが移転してきている一方、生活道路の整備が遅れていることなどから深刻化しているものです。

大型道路建設と新市街地拡張によって、都市間交通の府道各所で交通渋滞がひどくなっており、沿線自治体からも対策を求める声が上がっています。府南部開発政策によって引き起こされているのではないですか。また、渋滞解消の現状と対策についてお答えください。

【答弁・上林商工労働観光部長】 大型道路整備と商業施設の撤退、買物難民対策についてでございます。各地域における商業施設の撤退は、施設の老朽化やオンラインショッピングの利用拡大など様々な要因が重なって生じたものであり、一概に道路整備や市街地開発が原因であると結論づけることができないものと考えております。また、商業施設の誘導については、基本的には都市計画法にもとづき市町村が用途地域を定めておこなわれるものですが、京都府としましては広域的な観点から地域商業ガイドラインにおいて、市町村等と共同して大型商業地域が立地可能な地域を指定しております。

次に、買物難民対策については、地域の商店街、商店の活性化を通じて地道にとりくんでいるところであり、都市部において新たな商店街も生まれております。引き続き市町村のまちづくりや商工会、商店街、商工会議所、民間企業、NPOと連携して地域振商業の振興をはかってまいります。

【答弁・浜田建設交通部長】 京都府南部豪雨を受けた対策についてでございます。この豪雨では甚大な被害が発生したことから、様々な対策にとり組んでまいりました。天井川対策につきましては、3河川において天井川の切り下げを行うこととし、現在七谷川において工事を実施している他、馬坂川につきましては事業着手にむけた設計の概略の設計を終えております。米田川については、着手時期の検討を始めているところでございます。また、護岸の補強等を行います17河川につきましては優先順位を設定の上、すでに6河川で対策が完了するとともに、他のすべての河川においても護岸の補強工事などに着手しております。加えて水害の未然防止のため、流れの障害となる倒木等が確認されれば、速やかに撤去する体制も整えております。弥陀次郎川につきましては天井川の切り下げが完了し、現在その上流部の改修に向け設計を進めております。木幡池の緋門増設につきましては、国が早期の工事着手を目指している中、地元調整に時間を要しているところでございます。

次に、その他の治山事業等についてでございます。治山事業につきましては人家等の被災した12箇所につきまして、山腹工事や溪流工事が完了しております。さらに必要な森林整備につきましては、市町村の要望に基づき京都府豊かな森を育てる府民税などを活用し対策を実施したいと考えております。また、砂防事業につきましては、6箇所で崖崩れ対策等を進めておりこれまでに3箇所が完了し、残る3箇所についても早期完了を目指してまいります。さらに、古川などで河川整備計画にもとづいた河川改修も進めてきたところです。激甚化、頻発化する豪雨災害に対応するためには、これまで申し上げたハード対策に加えまして、ソフト対策と一体となった治水対策にとり組むことが重要だと考えております。今後とも、国の国土強靱化対策などを最大限活用したハード対策を進めると共に、「逃げ遅れゼロ」の実現に向けたソフト対策にもとりくみ、府民のみなさまの安心安全の確保に努めてまいります。

次に、府南部の交通渋滞の解消についてでございます。府域を開発するにあたりましては、将来を見据えた道路整備等の公共事業を計画的に実施することはもとより、市町村のまちづくり計画と整合をはかり、交通便利性など地域の生活環境にも配慮し適切に事業を実施しているところでございます。その上で発生する渋滞に対応するため、平成24年度に国・府・京都市・京都府警察本部、ネクスコ西日本、からなる京都府域渋滞対策協議会を設立し、主要な渋滞箇所を特定するとともに対策を検討しております。協議会での検討結果にもとづき、各道路管理者が渋滞対策を実施しており、府南部におきましては京都府管理道路者の主要渋滞12箇所のうち、これまでに現在6箇所について対策済み、現在3箇所対策実施中であり、残る3箇所についても現在対策の検討を進めているところでございます。今後とも国等とも連携をはかりながら、効果的な渋滞解消の取り組みを進めてまいります。

【水谷議員・指摘要望】 買い物難民については認識がほとんどないと言わざるを得ません。渋滞対策については、昨今、渋滞がますますひどくなっており各地方団体からも要求が上がっている。この点については、抜本的な対策と原因をよく整理して対策を講じていただきたいと思っております。

必要な夜間中学の設置を

夜間中学についてです。平成28年12月、「教育機会均等法」で夜間中学が位置づけられました。府教育委員会の「夜間中学の設置に係る検討会議」が設置され、平成31年3月の報告書には、義務教育未修了者の学習機会や中学校既卒者の学び直しの機会、日本語を学ぶ機会などの必要性はあるのではないかと考えた上、今後の方向性について、適切な就学機会の提供などについて検討していく必要があると結んでいます。京都市設置の夜間中学や京田辺市の自主夜間中学には、不登校で中学校教育を受けられなかった学びなおしをしたい方、外国から日本にいられた子弟などで日本語を学びたい方など沢山の人が通学されています。ニーズ調査ではたった15通集めただけで、具体的でないとして「夜間中学設置の必要性を認めませんでした。

そこで伺います。夜間中学のニーズという点では、不登校で中学校教育を事実上受けずに卒業した人は、京都府内で延べ何人いるのですか。ニーズについてお考えをお聞かせください。夜間中学は府内に京都市立が1校あるだけで、京都市民か京都市在勤者しか通えません。府民が通える夜間中学を府内に設置すべきですが、お考えをお聞かせください。

【前川教育長・答弁】 不登校で中学校教育を事実上受けずに卒業した生徒数については、「事実上」という表現の定義は広く、その事情は様々であります。例えば令和3年度の児童生徒の問題行動を不登校と生徒指導上の諸課題に関する調査の結果で申し上げますと、京都府内の国公市立中学校において、不登校生徒の内1年間の出席日数がゼロ日だったものが101人となっております。こうしたデータを見ますと、まずは本質的なところとして中学校の在学中学習機会を確保するとともに、必要な相談や支援につなげることが重要であり、これまでも市町の設置する教育支援センターの機能強化など学校に通うことができない、または通いたくない子どもたちへの対応策を講じてきたところでございます。

また、夜間中学のニーズについては、過去に府教育委員会で実施いたしました調査では、具体的に見えてこなかったことなどをふまえますと、現時点で京都府において夜間中学を設置することは現実的ではないと考えております。一方で様々な事情により中学校で学ぶことができなかった方の学びの機会を保証するため、府教育委員会としても様々な地域に設置している中間・夜間の定時制校等において中学校段階の学習を含めた学び直しのニーズに応じてきたところでございます。府教育委員会といたしましては、すでに夜間中学を設置している京都市とも連携しながら、他の都道府県や市町村の状況などについて情報収集を行うなど、適切な修学機会の確保にむけて努力してまいりたいと考えております。

【水谷議員・再質問】 夜間中学については、現時点では「するつもりがない」という答弁でしたが、京都市の夜間中学や京田辺で行われている夜間中学には外国からお見えになって日本語を学びたい人、あるいは日本語教育が受けられなかった人等たくさんの方がきています。さきほども言いましたけれども京都市の夜間中学にたくさんきていますが、京都市民か在勤者以外は京都市内の夜間中学には入れません。そして、国勢調査によっても最終卒業学校が小学校の方は全国で約80万です。京都府内で1万2003人、うち京都市が5314人、京都市よりも京都府内の方がこの数字を見ても多いわけです。そして、宇治などでも海外からお仕事で来られた方のご家族がたくさんおられます。こういった方が今たくさん夜間中学に行っているんです。ですから、ニーズは明らか、僕は必要性が明確だと思います。少なくとも、そうした必要性についてきちんと把握、調査をする、その事が必要だと思いますが、必要性について改めて、そうした新しい状況などについてどう考えているのか説明いただきたい。必要性の調査について、改めてする必要性があると思いますが、再度ご答弁を求めたいと思います。

【前川教育長・再答弁】 過去に実施しました夜間中学についてのニーズ調査では、夜間中学の設置にかかる検討会議を設置した上で、国の「夜間中学の設置・充実にむけて」という手引き等に則り、2万枚のアンケートを配布・広報するなどして調査いたしました。しかし、具体的にニーズがみえてこなかったことなどもふまえると、現時点で京都府において夜間中学を設置する事は現実的ではないと考えております。一方で、様々な事情により中学校で学ぶことができなかった方の学びの機会を保証するため、府教育委員会といたしましても、様々な地域に設置している昼間・夜間の定時制高校等において中学校段階の学習を含めた学び直しのニーズに応じてきたところでございます。すでに、夜間中学校を設置しております京都市と連携しながら、また各市町村からのニーズも把握した上で検討していきたいと思いますが、現在の段

階では再度ニーズ調査を行う予定はございません。

【水谷・指摘要望】現時点では設置しないと繰り返し述べられていますけれども、市町村の意見や新たな事情がたくさん出てきて京都市内の夜間中学校に行っている人もたくさんおられます。必要性を把握していただいて、検討をしていただきますよう、設置にむけて要望し質問を終わります。

生活保護基準の引き上げとともに府独自の支援策を

【山内議員】日本共産党の山内佳子です。先に通告した数点について、知事並びに関係理事者に質問します。

最初に生活保護基準の引き上げと府独自の支援策についてです。

2013年8月に当時の安倍政権が生活保護基準の引き下げを強行し、その後3度にわたって保護基準の見直しを行うなど、国民生活の土台を崩す、まさにナショナルミニマムの崩壊ともいえるべき事態が相次いでいます。

こうした中、政権による生活保護バッシングを乗り越え、人間らしい暮らしを求めて全国で3万人の利用者が審査請求を行い、1000人以上、京都でも42人の利用者が保護基準引き下げの撤回を求めて裁判に訴えられました。そしてこの間、大阪、熊本、東京、横浜地裁で原告が勝利しています。

横浜地裁の判決では、国が行った引き下げの判断について、「判断は専門家による会議での議論を経ていなかった。」と指摘し、そのうえで、「改定の影響は、受給世帯のおよそ96%と広くに及び、減額の幅も大きいことから、結果も重大だ。引き下げの判断は違法なものだ」として、生活保護費の支給額を引き下げた自治体の決定を取り消したのです。

今、貧困と格差が拡大し、物価高騰と社会保障の削減で、生活保護基準の引き下げの撤回は、保護を利用している人だけではなく、すべての国民に大きな影響を与えるものです。

先日80歳まで仕事をしておられ、2年前に病気で仕事を辞めた女性が生活保護を受けたいと相談に来られました。年金が月に7万6000円、固定資産税を支払い、敬老乗車証もインフルエンザの予防接種も値上がり、あわせて物価の高騰で生活ができないとのことでした。わずかでもいいから生活保護が受けられれば、医療費や固定資産税が必要なくなります。一緒に役所に相談に行きましたが、この間の保護基準引き下げの影響で、年金額が生活保護基準を上回り生活保護を受けることができませんでした。

また保護を受給されている京都市内の70代の女性は光熱費を節約するために冬はお風呂は週に2回、夏は一日おきにシャワーで済ませている。灯油は一冬1缶しか買わない。私がお話を伺ったのは11月21日でしたが、まだ暖房はこたつも含めて一切使っていないとのことでした。食費も節約のため、昼は毎日食パン1枚とお茶だけ。もっと栄養をと思うけれどもそうもいかない。と語ってくれました。まともに栄養もとれず、暖房のない部屋で衣服を重ね着して暮らしておられるのです。

そこで伺います。京都府内では京都市でひとり暮らしの方なら家賃を除く生活扶助基準は74歳の方で74220円、北部や南部の町村、3給地の2であれば65200円です。知事はこれで人間らしい暮らしがおくれると思われませんか？ また保護引き下げは違法と判断する判決が出された中、保護基準の引き下げを撤回するよう国に求めるべきではありませんか？

また京都府は独自に実施していた夏と冬の見舞金を廃止しました。9月の西脇いく子議員の質問に対して「国において保護基準と一般低所得世帯との適切な均衡が図られた」とその理由をのべられました。しかし先の判例でも明らかのように、この間の保護基準の引き下げに合理的根拠はなく、違法と判断されたのです。適切な均衡など理由になりません。しかも今物価の高騰で命や健康が脅かされる状況にあります。こうしたときこそ地方自治体として府民の命を守るために、夏と冬の見舞金を復活すべきと考えますがいかがですか？

本府の生活保護世帯数の推移をみますと、コロナ前の2016年と比べて、2020年度は330世帯減少し、保護率も減っています。とりわけ母子世帯の保護率の減少が著しく、亀岡市で半減しているほか、綾部市で-43%、城陽市で-36%など、全国平均-24%と比べても突出しています。

亀岡市ではかつて生活保護の申請への同席が認められず、申請権が侵害されかねない事態が起きていましたが、同様の事態が府内の自治体で起きていないでしょうか？

今から20年以上前、京都府の監査は「違法な保護の打ち切りがないのか？」「保護廃止の理由が不明瞭なのに打ち切りがないか」などが重点に監査され驚いたと、あるケースワーカーからお話を聞いたことがあります。

そうした観点は貫かれているのでしょうか？申請権の侵害がおこっていないのか？違法な打ち切りがおこっていないのか？理不尽な就労指導がなされていないか？そうした人権を守る視点での監査が必要と考えますがいかがですか？

適切な生活保護制度の広報、周知を

【山内議員】次に生活保護が権利であることを周知徹底するための広報について伺います。

コロナ禍の影響で失業者・生活困窮者が増え続けるなか、「最後のセーフティネット」である生活保護の役割が問われています。一方で本来生活保護が受けられる人のうち、保護受給に至っているのは厚生労働省の推計でも22.9%と、世界の水準からみても大変低く問題です。

生活困窮者を支援する「つくろい東京ファンド」の一昨年から昨年にかけての調査では、生活が苦しいのに生活保護を利用したくないと答えた人のうち、3人に1人が「家族に知られるのが嫌」なのが理由だと回答。自由回答では「今の姿を娘に知られたくない」などの声が寄せられています。

扶養照会は、2016年7月に生活保護を始めた17000世帯に関しては、計38000件も行われています。国民に植え付けられた「生活保護は恥」という意識や、一部政治家やマスコミが広げてきたバッシングも背景に、申請をためらってしまうのは目に見えており、生活と健康を守る会やつくろいファンドなどが改善を求めてきたところです。そうした中、昨年1月わが党の小池書記局長がこの問題を取り上げ、当時の田村厚労相は、扶養照会は「義務ではない」と答え、菅元首相は「生活保護は国民の権利だ」と認め、その後国が保護の実施要領の取り扱いを改正しました。改正された実施要領を見ると「扶養義務者の扶養は保護に優先して行われる」という意味は、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであること。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的に扶養照会を行わないこと。と書かれていますが、まだまだ知られていません。

こうした中で京丹後市が生活保護は権利だとするチラシを全戸に配布されました。そのチラシをもって福祉事務所を訪問し、生活保護受給につながった方もおられ、大変喜ばれているのです。

一方でいまだにホームページ上で生活保護のことに全く触れていない自治体や、「保護のお金は国民の税金でまかなわれています。」などなど、権利性の感じられない、誤解を生むような表現の自治体もあり、見過ごせません。

本府のホームページには生活保護が権利だと明記されていますが、振興局のホームページにはそうした表記もありません。福祉事務所と話し合い、生活保護が権利であることの周知を図るよう、努力すべきと考えますがいかがですか

加齢性難聴者の補聴器購入に公的助成を

【山内議員】次に加齢性難聴者の補聴器購入の公的助成について伺います。

内閣府の「高齢社会白書」によると2020年の65歳以上の高齢者が全人口に占める割合は28.9%、2025年には30%を超えるといわれています。

そのことは当然加齢性難聴者がふえるということです。

慶応大学の小川教授によると、「難聴というのは『ほほえみの障害』とも呼ばれ、何回も繰り返し聞こえないと笑ってごまかしてしまう。相手にも理解されにくく社会的に孤立しがちで、これが認知症やうつ病を進行させていくのではないかと、ということが問題になっている。」とおっしゃっています。

小川教授らが10年以上前に難聴とうつの関係を追跡調査した結果、難聴がある人はない人に比べて男性で、3倍、女性では2倍以上うつになりやすいことがわかりました。

一方で聴覚障害の手帳が取れば、補聴器は更生医療の対象となり購入の補助がありますが、手帳の取得が厳しく、一番軽い6級の障害者手帳を取得しようと思っても、耳元から40センチ離れたところで話をして、音が鳴っているのはわかるが、話の内容がわからない、とそういう状況にならないと聴覚障害者手帳は交付されません。

高齢者の生活の質を改善し、生き生きと社会生活を送れるようにするためにも、早期に耳鼻咽喉科を受診して補聴器を付けること、また正しい補聴器のつけ方及び調整などが必要です。

ところが補聴器を付けなければいけない人で実際につけている人はわが国では14%にすぎません。

補聴器の購入には10万円から30万円、50万円と必要で公的補助がなく、全額自己負担になっていることが大きな障害になっているのです。北欧やイギリスでは全額公費負担になっています。

今、全国的に補聴器の公的助成を求める運動が進み、年金者組合大阪本部の調査では120自治体で助成制度が実施されており、京都では「補聴器の公的助成を求める会」が結成されて、署名運動が始まったと伺っています。そうした中、今年4月から都道府県では初めて兵庫県が補聴器活用事業として、補聴器への購入補助を行っています。

そこで伺います。加齢性難聴者への補聴器の必要性についてどのような見解をお持ちですか？府としても国に対して補聴器助成の国庫負担を求めていると思いますがいかがですか？また京都府としても独自に助成制度を設けるべきと考えますがいかがですか？

【西脇知事・答弁】山内議員のご質問にお答えいたします。生活保護についてでございます。生活保護制度は、すべての国民が最低限度の生活として健康で文化的な生活水準を維持できるよう保障するとともに、その自立を支援するナショナルミニマムの制度でございます。また現在生活保護基準の見直しに向けて社会保障審議会の生活保護基準部会におきまして、過去の生活保護基準見直しによる影響の分析や生活保護基準の水準に関する評価、検証が行われているところでございます。京都府では生活保護基準の見直しにあたっては、国民最後のセーフティネットとして受給者の生活実態を十分に踏まえるとともに、物価の上昇等についても適切に反映するよう、これまでから国に要望しているところであり、今後も引き続き要望をしまいたいと考えております。

また夏期、冬期見舞金についてでございます。京都府独自の夏期、冬期見舞金につきましては、生活保護制度を補うものとして過去に支給しておりましたが、国において生活扶助基準が一般低所得世帯との適切な均衡が図られたことから、平成16年度限りで廃止したものでございます。なお生活保護基準につきましては、物価の上昇など国民生活に影響を与える動向を適切に反映するよう国に要望しているところでございます。また最近の物価高騰により、生活保護受給者を含む低所得世帯等への支援が必要となっていることから、6月定例会においてご議決いただいた物価高騰対策緊急生活支援事業費等により、食料品や生活必需品を支給しているところであり、今後も生活に困窮する方々をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

【長谷川健康福祉部長・答弁】生活保護についてでございます。生活保護を受給する世帯数は令和2年現在全国で約76000世帯、京都府内で3000世帯となっており、5年前と比べても3割程度減少しております。受給世帯数が減少した要因としましては、保護世帯数自体の減少とともに、ひとり親家庭の自立支援や生活困窮者自立支援事業による就労サポートなどの取り組みが、生活保護に至る手前での早期支援につながっていることが考えられます。直議員ご指摘の亀岡市の事案は、すでに改善が図られ、また亀岡市以外で同様の事態は起きていないことを確認しております。京都府では引き続きひとり親家庭などへの支援の充実を図るとともに、生活保護の申請については、面接相談時に支援者や扶養義務者の同席を拒むなどにより、申請権を侵害することがないよう実施機関である各福祉事務所に對し指導してまいります。

次に生活保護の監査についてでございますが、京都府では毎年度実施機関の監査に当たって実施方針を定め、面接相談時の対応や生活保護廃止時の取り扱いについて、違法不適切な事案がないかを相談記録等で確認する実地検査を行い、必要に応じ文書等で実施機関を指導しております。今後とも生活保護行政が適切に運営されるよう各実施機関を指導援助してまいります。

次に生活保護制度を周知についてでございます。京都府ではホームページを通じて生活保護の申請が国民の権利であることを発信するとともに、制度を分かりやすく説明したパンフレット「知っておきたい生活保護」において、要件を満たせばどなたでも保護を受給できることを明記し、ためらうことなくお住まいの福祉事務所へ相談するよう呼びかけております。このパンフレットは誰でも手に取ることができるよう、福祉事務所や町村役場の相談窓口、情報コーナーなどに配置し、制度を説明する時にも活用しております。また実施機関や町村が独自にパンフレットを作成する場合は、監査においてその内容、表現を確認し、生活保護制度について誤解を招くことがないよう助言するところでございます。今後も生活に困窮されている方に対して、生活保護制度についてしっかりと周知しておくとともに、各実施機関に対しても制度の周知方法について助言してまいりたいと考えております。

次に加齢に伴う難聴等についてでございます。加齢に伴う難聴は、年齢以外に特別な原因がなく、鼓膜の奥にある渦巻き状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下し、両方の耳が聞こえにくくなるというものでございます。このことにより次第に日常会話が聞き取りづらくなり、コミュニケーションが取れづらくなりなど影響が表れ、放置していると外出先で危険な目に遭いやすい、災害時の警報が聞こえないなど、日常生活や社会活動に支障が生じることから、補聴器の利用など適切な対応が必要となると認識しております。このような難聴のことについて、加齢によるものを含めた聴覚障害で障害者手帳をお持ちの方に対し、その原因にかかわらず補聴器を購入される際、国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところでございます。難聴に伴う補聴器の購入助成の拡大については、国の補装具費支給制

度により対応されるべきものと考えているところであり、京都府といたしましては、これまでから国に対し聴覚障害を含めた身体障害者の認定基準が適切なものとなるよう、その見直しを要望しているところでございます。

【山内議員・指摘要望】最初に2点指摘します。保護は権利であることの周知徹底についてです。京丹後市のチラシには「生活保護の申請は国民の権利です」と大きく書かれ、裏面には「持ち家があると生活保護が受けられないのか」、「自動車は処分しなければならないのか」など、多くの方々が誤解していることについて丁寧に説明があります。扶養照会を行わない場合についても具体的な例を挙げてしめされており、私たちも利用したくなるようなチラシです。ぜひ、そうしたチラシも参考にされて、置いておくだけでは皆さんに伝わらないわけですから、「府民だより」なども利用して、周知徹底をお願いしたいと思えます。

加齢性難聴者への補聴器について、片耳が聞こえないが補聴器はつけていないという方や、安い補聴器を買ったが、あわないので使っていない。買い換えたいが高くて買えない。等の声を伺っています。ぜひとも国に対して補聴器購入助成の国庫負担を求めるとともに、京都府としても加齢性難聴者の実態を調査されて、独自に補助制度を設けていただきたい。これは要望しておきます。

【山内議員・再質問】生活保護について再質問です。

先ほど知事からもありました、生活保護は生存権を保障する制度で、ナショナルミニマムだという風におっしゃいましたが、あまりにも基準が低すぎると。多くの保護利用者が食費を切り詰めるしかないとおっしゃっています。国が基準を決めるのは当然ですが、府民の命を守る知事として、この基準でいいと思われるのかどうか、知事は国のお役人でしたけれど、今は京都府民から選ばれた知事ですから、知事独自の考えをおっしゃっていただきたいですね。

それから物価高騰対策で色々されましたけれども、急に出てきましてね、締め切りもすぐ間近で、すべての生活困窮者にとっても届いてるとは思われない出し方だったという風に思います。そういう点で、やっぱり見舞金をきちんと出すと、すべての生活保護者に見舞いをきちんと出すということやらないといけないと思うんですがいかがですか。

それから母子世帯の保護率の減少についてです。これ国と比べて大きく減少しているところで、今の自立就労サポート、保護に至る前の早期支援がうまく働いて保護に至っていないというようなご答弁もありましたけれども、実際そうなのかどうかね、コロナ禍で女性の自殺者が増えました。やっぱりコロナで収入が激減したのは非正規で働く女性に多かった。その中には本当に働く母子世帯がたくさんおられたという風に思うんです。そういう点で、保護に至っていないというのはね、保護基準以下の人が保護に至っていないということであれば、大問題だというふうに思うんですが、そこ認識をもう一度伺います。

【西脇知事・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。生活保護制度は先ほども答弁いたしましたようにナショナルミニマムの制度として、国民に健康で文化的な生活水準を維持する極めて重要な制度だと認識をしております、現在、国の審議会におきまして基準の見直し検証が行われているところでございます。京都府は従来から、国民最後のセーフティネットでございますので受給者の生活実態を十分に踏まえるとともに、物価の上昇等についても適切に反映するように要望してまいりました。引き続き国に対して、強く要望して参りたいと思っております。また生活困窮者に対する対策につきまして、その事業の執行についてのご指摘がございました。せっかくの貴重な財源を使って行います生活困窮対策でございます。ご指摘も踏まえまして、生活困窮対策の対象者に対して、的確に支援が届くように、これからも適切な執行に努めてまいりたいと思っております。その他の再質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【長谷川健康福祉部長・再答弁】山内議員の再質問にお答えいたします。先ほど生活保護受給に関しての全国の比較についてお尋ねございましたが、生活保護受給世帯数の増減率でございますが、全国が2020年と2015年を比較いたしますと、マイナス27.5%に対し、京都府におきましてはマイナス32.5%となっております。こちらの京都府と全国との差につきましては、様々な要因があるかと思いますが、地域によって人口構造の変化が異なること、また経済状況も異なっておること、また生活保護自立支援の関係の支援等と保護に至る手前の支援が行っている等と、様々な要因があるかと思いますが、いずれにいたし

まして、要件を満たせばどなたでも保護受給できるということでございますので、ためらうことなくお住まいの福祉事務所にご相談頂くこと重要だと考えていますので、引き続き周知の徹底を行なって参りたいと思います。

【山内議員・指摘要望】 指摘要望いたします。2013年8月からの生活保護基準の引下げに対する訴訟は、制度ができてから最大規模のもので、原告の方々は自身の暮らしの実態をすべて明らかにし、バッシングにさらされる可能性もある中で、勇気をだして訴訟にのぞんでおられます。京都でも現在35人の原告が大阪高裁に控訴して裁判を闘っています。

原告のおひとりである森絹子さんは「控訴審では私たちの生活実態を分かってもらい、『健康で文化的な最低限度の生活』が送れることを望んでいる」とおっしゃいましたが、まさに私たち国民の生活の基盤である憲法で定められた「最低限度の文化的な生活」とは何かが問われています。まともに風呂にも入れず、十分な栄養もとれない、これがこの国の文化的な生活の基準なのでしょうか。国が見直しをおこなっているという知事の答弁ありましたが、そういう時だからこそしっかりと国に対してこのことを問うていただきたい、問うべきです。強く求めて次の質問に移ります。

安全性についての合意がないゲノム編集技術への支援はやめよ

【山内議員】 次にゲノム編集食品について伺います。

ゲノム編集技術とは細菌由来の遺伝子などを使って、特定の遺伝子を切断することで、目的とする性質を持つ農産物や水産物を効率的に作る技術で、現在ゲノム編集食品として実用化されているのは、日本のトマトと真鯛とトラフグ、そしてアメリカ、カリクスト社の大豆油のみです。複雑な遺伝子の解明はまだ十分にされておらず、食品としての安全性に対して多くの消費者から不安の声が出されています。

そうした中で日本の突出が目立っています。ゲノム編集トマトを開発したサナテックシード社とパイオニアエコサイエンス社はこのトマトの家庭菜園用苗の無料栽培モニターを募集し、5000人を超える方々に無償で提供。また2023年からは全国の小学校に無償配布する計画を持っており、「何も知らない子どもたちに、安全性の確認されていないゲノム編集食品を食べさせないで」と新日本婦人の会やOKシードプロジェクトなどが運動をはじめ、「苗を受け取らないでほしい」と自治体への申し入れも行われ始めています。

またゲノム編集の真鯛とトラフグを開発、販売しているリージョナルフィッシュ社は、京都大学に本社を置き、宮津にプラントを持っています。京都府が2019年にプラント建設に3200万円を補助。また翌年には同社が行うとり貝のゲノム編集の研究開発に1400万円補助を出しています。

こうした中、宮津市がゲノム編集されたトラフグをふるさと納税返礼品にしたことから、地元では安全性の証明されていないものを返礼品にすることに反対する署名運動が始まっています。

宮津市で釣り船の船長をされている女性は「そもそも宮津でとれた新鮮な魚を子どもたちに食べさせてあげたい」との思いで釣り船を営まれています。が、「ゲノム編集の魚が出回れば、胸を張って宮津の安心、安全な魚を食べてほしいと言えなくなる。」と危機感を募らせています。

リージョナルフィッシュ社は現在、宮津で陸上養殖を行っておられますが、地元の方々は「今後、海上養殖がおこなわれるのではないかと。そうすれば、台風や津波など自然災害によってゲノム編集した魚が逃げ出したり、卵が海洋にでてしまったりするのではないかと不安を口にされています。

遺伝子組み換え食品には、開発から流通まで法律による枠組みが設けられています。生物多様性への影響を管理するカルタヘナ法、食品の安全性を管理する食品衛生法、動物の餌についての飼料安全法などに必ず届け出を行い、承認を受けなければ流通できません。さらに、私たちが買い物をする際の指標になる表示義務制度も設けられています。

一方、ゲノム編集で開発される食品は、これらの法律の制限を受けることなく、承認も不要、届け出も任意で罰則なし、食品表示の義務もありません。昨年6月わが党の紙智子参議院議員がGABAトマトの商品化に当たって国と開発企業の協議内容、文書、資料等の公開を求めましたが、総理大臣は開発企業の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるという理由で情報の公表を行いませんでした。

遺伝子操作という一般的に理解しがたい技術開発による商品が、遺伝子組み換え食品なみの審査もなく食品表示もなく、さらには開発企業の競争上の地位を優先して情報もまともに公開されないのです。これでは不安が増すばかりです。

そこで伺います。ゲノム編集食品は先に述べた通り、食品としての安全性について、専門家や地元住民

をはじめ多くの不安がある中、府民の税金を投入して推進することはやめるべきと考えますがいかがですか。さらに遺伝子組み換え食品と異なり、ゲノム編集したことの食品表示さえ義務付けられていません。安全性に不安を持っていても、選択する権利すらないので。遺伝子組み換え食品並みの規制と表示が必要と考えますがいかがですか。

【水口農林水産部長・答弁】ゲノム編集技術についてでございます。ゲノム編集技術は生物が本来持つ遺伝子を特定の部位で切断し、有用な変異を誘発する技術であり、自然界でも起こりうる遺伝子の変化を人為的におこすものでございます。この技術は従来の育種技術に比べて、時間とコストを大幅に縮減できるため、世界的な食糧問題の解決に寄与する技術として注目をされております。国内では、2020年以降、魚類2品種と野菜1品種がゲノム編集技術応用食品として、厚生労働省の取り扱い要領にもとづく事前相談がされ、安全性審査不用の判断を受け、届け出の上、市場に流通しているところと聞いております。そのうち魚類2種のゲノム編集技術応用食品を開発しているのが、京都のスタートアップ企業でございますが、社会課題の解決を目指した適正な手続きを得た取り組みであり、研究開発等の支援をしているところでございます。

一方、ゲノム編集技術の食品への応用に対しては、安全性などを心配する声もあることから、消費者が正しい知識を持ち自主的かつ合理的に判断できる環境の整備が重要でございます。現在、届出済の3品種につきましては、食品表示法上、ゲノム編集技術応用食品に関する表示義務はありませんが、消費者庁は事業者に対しまして消費者への適正な情報提供を求めており、いずれも適切な表示がされているところでございます。京都府と致しましては、本年9月にゲノム編集技術をテーマとした消費者、京都府、国による意見交換を実施したところであり、引き続き消費者が正しい知識を得て合理的な判断ができますよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。

【山内議員・指摘要望】最後に指摘要望いたします。

ゲノム編集食品の表示ですけれども、確かに今は適切な表示がされているかもしれませんが、表示義務がないのが問題であって、今後どんどん開発が進み実用化される中で、表示義務がないなかで、私たち国民が選ぶ権利もないというのは大きな問題だと思うんですね。それと、農林水産省の「みどり食料システム戦略」においては「ゲノム編集やRNA農薬などの革新的な技術、生産体系の実用化は、食や環境への安全の確保はもとより、科学的知見に基づく合意が形成されることが重要」となっています。さらに、「みどり戦略」に関する意見公募の9割がゲノム編集への懸念や反対だったんです。金子農水相は「多くの国民の理解を得て進めて行く必要がある」と述べました。科学的知見に基づく国民的な合意がない中で、食品へのゲノム編集技術実用化を支援すべきではありません。今必要なことは国産の安全な食料を国民に提供することです。このことに努力していただくことを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

<他党派の一般質問項目>

12月12日

園崎弘道議員（自民・城陽市）

1. 防災・危機管理の取組について
2. 循環型社会に向けた取組について

田中健志議員（府民・京都市中京区）

1. 福祉医療制度について
2. 児童生徒等の健康診断時の脱衣を伴う検査について
3. 自転車の指導啓発の状況について

森口亨議員（自民・京丹後市）

1. 山陰近畿自動車道について
2. 観光振興について
3. 高校生の就職活動について

北川剛司議員（府民・京田辺市/綴喜郡）

1. 広域防災の取組について
2. 京都産業の発展について
3. 電動キックボードについて

12月13日

田中英夫議員（自民・亀岡市）

1. 子育て環境日本一の取組について
2. 京都市と亀岡市を結ぶ道路ネットワークについて
3. 全国都市緑化フェアの京都丹波への誘致について

兎本和久議員（自民・木津川市/相楽郡）

1. 山城地域における河川整備について
2. 山城南部地域の発展を支える道路整備について
3. 恭仁宮跡の活用に向けた整備について

梶原英樹議員（府民・京都市山科区）

1. 1.103万円・106万円・130万円の壁と人手不足について
2. 持続可能な河川管理と維持について
3. 北陸新幹線の敦賀延伸に伴う京都が活性化できる交通政策について

林正樹議員（公明・京都市山科区）

1. 京都府独自のドクターヘリ導入について
2. 大規模災害からの迅速円滑な復興手順を定める取組について
 - (1) 京都府及び市町村における取組の推進について
 - (2) 復興事前準備における基礎データとしての地籍調査の推進について
3. 府立公園等におけるインクルーシブ遊具の導入について

12月14日

二之湯真士議員（自民・京都市右京区）

1. 京都市の財政再建に繋がる異次元の府市協調について
2. みどりの食料システム戦略への対応について
3. 障害者雇用の促進について
4. 地元課題について

畑本義允議員（維新・京都市北区）

1. 財政調整基金について
2. きょうと婚活応援センターについて
3. 結婚に対するポジティブな意識変革と早婚への取組について

能勢昌博議員（自民・長岡京市/乙訓郡）

1. 農業施策について
2. インボイス制度について